

カンパの
お願い

不当解雇を撤回させ 原口さんを職場に戻そう

東京国税局は6月28日、全国税の組合員である原口朋弥さんに対し、分限免職処分（解雇）を行いました。

処分の理由は、「勤務実績不良の状態が改善されない等…、職務の円滑な遂行に支障があると認められたため」とされており、この処分のもととなる人事評価では、2016年9月末評価期間から、能力評価、業績評価並びに全体標語とも連続で「D」評価を受け続けていました。しかし、この人事評価は、上司からパワハラを受け続けた原口さんがハラスメント窓口に相談したことに対する報復といえるものであるうえ、自身の障がい（ADHD）に対する合理的配慮もなされておらず、明らかに不当なものです。

不当に職場を追われた原口さんは、宿舍の利用延長申請をしていましたが、当局はこれについても不許可とし、原口さんを宿舍から追い出しました。職を奪われて無給となり、さらには住む場所も奪われた原口さんは、生活すること自体も困難な状況に陥っています。

原口さんは9月21日、この分限免職処分について人事院に不服申立て（審査請求）を行い、職場復帰を勝ち取るためにたたかっています。みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。



私は、この処分により突然生活の糧を失って困窮し、職歴にも傷が付き、他の会社への再就職もままならない状態になってしまいました。いまは、全国税労働組合本部に非常勤として勤務し、貯蓄を切り崩しながら細々と生活しています。

このたたかいは、自分自身の職場復帰はもちろん、障がいを有する職員が働きやすい職場環境を勝ち取るという社会的意義にもつながるものと考えています。

みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

原口さんへの
生活支援カンパ

個人は一口100円、団体は一口1,000円とし、何口からでも受け付けます。
2021年12月末までに、下記口座に送金してください。

【送金先】

中央労働金庫 新橋支店（店番号289）（普）6239324 日本国家公務員労働組合連合会 中央執行委員長 九後健治

【取り扱い団体】

日本国家公務員労働組合連合会

（略称：国公労連）

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F

TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

国公労連で検索

繰り返された パワハラと 不当な人事評価



人事院の審査請求に臨む原口さん（中央）

原口さんの着任以降の経緯

2011(平成23)年	4月	社会人経験枠（再チャレ）4期として入庁 普通科71期とともに税務大学校東京研修所にて 普通科研修受講
2012(平成24)年	4月	練馬税務署管理運営部門着任
2012(平成24)年	7月	統括官から、社会人経験で年齢も重ねていることをもって「これくらいは出来るだろう」との決めつけから、きちんとした指導やOJT（実地調査同行指導等）が受けられずにいた。 また、周りに同じくらいの年齢の職員がいなかったため、分からない事を聞けない環境だった中で、仕事が多分分からなかったり、遅かったりした事でパワハラ的言動が繰り返された。
2014(平成26)年	4月～11月	うつ病により病気休職（現在も通院中）
2015(平成27)年	7月	上記とは異なる統括官から受けたパワハラの件を総務課長・相談員に相談したところ、報復人事により人事評価の低評価（「D」）に引き下げられる。
2016(平成28)年	7月	青梅税務署個人課税部門に異動
2017(平成29)年	12月	ADHDと診断された事を統括官に報告「ADHDはこの職場に向いていないから退職した方がいい」と退職勧奨される。
2019(平成31)年	3月	考査課・人事専門官との面接あり
2019(平成31)年	4月	期末・期首面談「D」評価 6回連続
2019(令和元)年	5月	異議申出書提出
		全国税に加入し、青梅署窓口への申し入れ ・不当労働行為の禁止 ・人事評価の見直しと職場環境改善
2019(令和元)年	7月	麴町税務署個人課税部門に異動
2021(令和3)年	6月28日	分限免職処分通知・辞令交付
	6月29日	局長宛てに分限免職処分撤回の要求書提出
		署窓口に分限免職処分の撤回申し入れ
	7月2日	局総務課長宛てに分限免職処分の撤回申し入れ
	7月18日	宿舍使用延長申請書を提出（局経由関東財務局へ）
	9月21日	審査請求書を人事院へ提出
	10月12日	財務局より、宿舍使用延長不許可との連絡あり。